

Title	マーカンチリズム概論
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1919
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.13, No.10 (1919. 10) ,p.1310(60)- 1339(89)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19191001-0060

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

マーカンチリズム概論

高橋 誠一郎

吾人はマーカンチリズムを以て中世的經濟組織の崩壊より、Physiocrates及びAdam Smithによりて代表せられたる自由放任の學説が大體に於て勝利を得るに至る迄の間に於ける歐洲諸國の經濟思想並に之に適應せる經濟政策を意味せんとす。

第十四世紀及び第十五世紀を通じ、中世的社會の基礎たる加特力教會と封建の制度とが其構成要素相互間に於ける軋轢に由りて自然に倒壊しつゝある間に、新時代を構成す可き重要な諸要素は既に其下に發生しつゝありしなり。靈界の權威は次第に其精神的方面に於ける任務を遂行するの力なきと同時に又不適當なるものと爲るに至れり。新たなる生命と勇氣とに蘇れる個人は新たなる自己の道を求めんとして、宗教に依り一切生活上の訓練を行はんとせる加特力教の努

力を無効ならしめ、社會的行爲は愈々益々個々の活動に基く不規則なる衝動に委せられたり。斯くて情意と信仰との國土より逃れて、直接現前の世界に歸れる彼等は往々にしに功名心と利慾心との導くが儘に行動せり。而して知識的及び道德的混亂次第に大ならんとしつゝある間に物質的秩序を維持するに資せる強大なる近世的國家は今や形成せられんとしつゝあるなり。

實際的方面に於て互に相頷願せるものは國王と封建の諸侯となり。而して是等の權力は都市及び其代表せる商工業階級の勢力と同盟を結ぶに由りて自己の勢力を鞏固ならしめんとを期せり。而も經濟的發達の氣運は愈々其歩を進めて、領域的君公領地の建設と爲り、都市及び村落、世襲地、領主領地並に地方都市等地方の經濟區域を茲に一括し、領域的國家なる新政治組織成ると共に其勢力は該領域内の經濟的制規にも及ぶに至れり。實際生活上の必要は有ゆる方面に於て絶えず社會を驅つて保守的なる舊經濟組織の反抗を排し、領域的組織に向つて推進せしめたり。即ち平和維持の爲に組織せられたる都市の同盟及び聯合、都市的租税、市場及び通貨制度、都市と地方との敵視對抗並に中世的團體は皆目を逐ひて經濟

上の大障害と爲れり。人民は是等の煩を避けて更に廣大なる單位を形成し、更に遠大なる利益の同盟を締結するに至れるなり。斯くて都市的なりし法律經濟の制度は漸次國家的と爲り、所謂領域經濟の時代よりして漸次強大なる民族的國家並に國民經濟形成の時代に入るなり。先づ領域諸侯の至上權は森林、漁獵及び鑛山の制度並に河川舟航の諸法規を統一して普く全國に施行し、以て其經濟生活をして單一なる成形を有するに至らしめたり。次で商業及び工業、尺度及び秤量造幣及び通路、市場及び大市場の制度皆王公の權力に歸屬して、茲に其統一を見たり。斯くて中世的社會組織の自然的崩壊は第十六世紀の初葉よりして之に對する整然たる攻撃相次いで加り來り、以て一層其勢を助長するに至れり。

此時代を通じて著しく富強の程度を増加し來りたる中央俗界の權力は新興商工業の要素を把握し、而して其獎勵に對する一般的熱心を満足せしむると共に、之を政治的目的に供用し、軍事的成功に必須なる財源を供給せしめて自己の強大と光輝とに資せしめんことを期せり。當時朝廷の費用亦空前の増加を來し、文官の數は著しく夥多と爲るに至り、今や王領地及び特權に基礎を置ける中世的財政の

方法は最早増大せる國用に充つるが爲に十分なること能はずして、其軍事的政治的目的を助長するが爲には租税の増徴を措きて他に其手段存せざるに至れり。而して租税の増徴は必然又社會に於ける富の増大を豫定せざる可らず。即ち商業及び金融の安定と發達とに依る貯蓄即ち資本形成は初て眞に之を可能ならしむるを得るなり。斯くて國民的經濟政策を遂行し、有ゆる國家的政治權力を傾注して全國民の現在及び將來に於ける經濟的利益を擴張せんと努めたり。羅針盤の使用に依りて多大なる便益を得たる通商航海業の發展及び亞米利加大陸並に東洋に對する新航路の發見に刺激せられたる植民地の建設は固より、其他一切の經濟的利益は悉く皆國家自身の利益として注視せられ、而して其保護干渉を受くるに至れり。而も工業は農業に比して人口の集密を可能ならしめ、輸出品の總價値を大ならしめ、局限せらるること少くして而も一層迅速に擴張せられ得可き界域を企業の爲に開くものとして、殊に政府の恩惠と保護とを受くるに至り、農業は比較的等閑視せらるゝの傾を免れず。工業の發達は又商業の上に作用し、植民地の建設は之に對して廣大なる新地域を與へたり。植民地は偏に母國の利益の

爲に使用せらる可き領土を以て目せられ、而して爲政家の企圖は植民地貿易をして新たなる國家收入の泉源たらしむるに存せり。

當時に於ける國家的經濟政策の期する所は國內に於て經營せらるゝ産業の保護を行ひ、是に由りて自國人民の福祉並に財富を増加し、以て交錯衝突せる諸般の經濟的利益を調和するに在り。消費者は法外の價格を支拂ふことなく、生産者は其製品に過剰を來すことなく、商業は外國の競争を受くることなく、普く個人及び社會に取りて等しく便益なる價格形成を見んとするもの即ち其目的たりしなり。手工業、市場及び外國貿易等は爾後都市的制度及び組合的自治に代りて國家的制規を受くるに至れり。然り而して經濟生活上に於ける這個國家的干涉の一般的影響を觀るに同一條件の下に交易を行ひ得可き範圍は擴大し、家内經濟の時代は勿論、都市經濟の時代に在りても猶密接の關係有りし生産と消費は次第に其關係解離し、工業者は最早單に其常顧客の消費者しくは範圍狭少なる地方的市場を目的として製作せず、大規模の生産起りて販路著しく擴張すると共に、各個の手工業者は能く一般市場の情況に通ずるを得ず、爲に新しき中間階級其間に生じて、生産

者と市場との間に介在し、更に國民的分勞發生して、各人は純然たる營利業者たる商人を目的として勞作し、商人は唯だ貨物の販賣を國內若しくは國外に於て掌るを職とするに對し、工業者は一定の報酬に對し、前者に依りて統一せられたる經營の一部局を行ふに至るなり。而して前代の生産、市場及び價格に關する諸制度は今や其存在の理由を失ひて漸次廢棄せられ、管に消費者の保護のみを以て足れりとせず、生産の獎勵を以て第一の目的と做せる國家的支配之に代り、かの強制組合は一は國家が其特權を自己の手に收めたるに因り、他は其組合員相互間の利益既に調和を缺き、各職業は組合の勢力を以て制御すること能はざる迄に益々繁盛に赴き、其大を致せるよりして漸次、其威嚴と權力と效用とを喪ひ、工業上の勞働者は愈々顯著なる社會上の一階級と爲り、最早親方の資格を得る一過程たるに非ずして勞働を目的とせる一個獨立の職業と化し、特殊の見解と利害とを有する勞働階級の發生を見ることゝ爲れり。

新大陸に於ける鑛坑の發見は著しく歐洲の通貨を増加せしめたり。主として物々取引に基礎を置ける封建的舊經濟時代は新たなる貨幣經濟の前に其道を讓

れり、而して後者の範圍は到る處に擴張しつゝあるなり。流通は更に迅速と爲り、遠隔の交通は更に頻繁と爲り、都市生活及び動産は更に重要と爲りつゝあるなり。斯くて全國土及び全人口は合して一大販路、一大市場と爲りつゝあるなり。時人は這個の事實に據りて貨幣を以て無比の富なりと做し、そは常に絶えず一般に需要せられ、而して其所有者の手中に有ゆる他の貨物を取得するの力を與ふるものなりと思惟するに至れり。而して先づ Firenze, Venezia, Genova に興り、和蘭及び英國に於て發達したる銀行業は、應て金融上重要な地位を占むるに至れり。

平和的活動の確乎たる勝利は、當初一時的なりしも、後に至りて永續的と爲れる。傭兵制度の發生によりて徴示せられたり。這般の制度は人口の一定部分を軍事的作業及び訓練に當てしむるに由りて、他の多數者の労働の中止若しくは攪亂を阻止するを得たり。而して企業者對労働者間の確定的關係は、又軍隊的演習及び勤務を特定の職業に制限するに由りて可能と爲れり。而も新國家の所要増加は、又主として此常備軍の發達に由るものなり。最も克く勝利と征服とを贏ち得べきものは、即ち最も能く其軍隊に支給し、支拂ふ可き財源を發見し得たる君主にして、最も勇敢なる軍隊を有するものに非ざるに至れり。而して Marshal de Vauban によりて佛國に導かれたる國家的防備の組織は、實に近世的大國家の構成、國民的市場の建設と其時を同うしつゝあるなり。各國民は孰れも皆國力充實の爲に努力し、而して彼等の中に在りて強大なるものは、他に對する優越を得んとするに急なりしが故に、茲に政治的方面と等しく經濟的方面に於ても亦激烈なる争闘は開始せられたり、而して統治者は後者に於ける勝利を以て前者に於ける優越に對する手段として看做したり。國家は實に經濟上に於ける此國民的利益を代表して立つものとして爲れり。彼等は都市の産業を養殖す可き人爲的温室と化せり。生産の制規は、又輸出貨物の精良と低廉とを確保し、以て外國市場に於ける國民の地位を維持するの目的に供せられたり。而して産業支配の權は一部は直接國家によりて行はれたるも、而も多くは國家によりて特權を賦與せられたる大商事會社を通じて行はれたり。市場は更に擴大せり。東印度會社が通商貿易の舞臺に現れたるは、正に此時なり。英國東印度會社の壽命は一千六百年より同八百五十八年に及びべり。當初は主として國庫收入の目的を以て課せられたる輸入品に對する高率の

關稅は後に至りて國産保護の目的に供用せられたり。通商條約の期する所は國內市場に於ては原料品の外國外よりする有ゆる貨物に對し出來得る限り之が輸入の餘地なからしめんとすると共に、外國市場に於ては他國の競争を排除するに在るものにして、そは又實に外交上に於ける主要の對象たりしなり。植民地は母國以外總ての歐洲諸國と交易するを禁止せられ、母國に對し貴金屬又は粗製品を供給し、而して之が對價として母國內の製造品を收受せり。

印刷術の普及は又如何に知識的運動と工業的發達とが互に相關聯し、而して其同の目的に向ひて作用す可き運命を有するやを示すものなり。此時代を通じて基督敎哲學たる煩瑣哲學(Scholasticism)の束縛より解放せられんとする近世哲學の努力は徐々に實現せられたり。そは先づ第十五紀に於ける準備的運動の連續に於て表れ、而して第十六世紀の經過に於て消極的に、第十七世紀の前半に於て積極的に完成せられたり。本源の資料に據れる古典文學の研究は復興せり。新たに發明せられたる印刷術は古典の流布を可能ならしめたり、Medici家は其宮廷に古典學者を誘致せり。新たなる學者は學問が從來取扱はれつゝありし硬直にして

非批判的なる態度に對して挑戰せり、而して新思想の流傳し始むると共に、爰に復た古代希臘の自由、普遍にして思索的なる精神に蘇れる近代生活の發展を睹たり。而して有ゆる新時代の要素、煩瑣哲學に對する争闘、文藝の復興及び斯くて確保せられたる更に闊大なる文化、國民的獨立を求むるの努力、教會及び敎政より自己を自由ならしめんとする國家の企圖、就中殊に權威の羈絆を脱して自律自由を得んとする思索的自識の欲求は獨逸の宗教改革に於て其焦點を見出せり。此時期は又自然科学に於ける最も所産多くして最も影響大なる發見の時代なり。「近世の自然科学は人本主義の女兒なり。」煩瑣哲學は自然及び現象界より其面を背け、而して其眼前に横れるものを見んとせずして、只管夢幻的靈知に沈溺せり、而も今や自然は再び榮光に於て立てり、其莊嚴と高貴、其無限なる多様と生氣の横溢とは再び觀察の直接對象と爲れり。自然に對する研究は哲學の至要なる目的物と化し、而して科學的經驗論は思想家の普遍にして且つ本然なる事務と看做されたり。マーカンチリズムは這般の實際的努力及び其基礎を成せる社會的傾向と密接なる關係を有するものなり。此時代に於て經濟學に特有なる見地は之が前時代

に於て從屬し來りたる他の諸科學より次第に分離するに至れりと雖、而も未だ斯學全體に關する何等完全なる系統的論述を期待すること能はず。幾多の學説は猶其根本的原則との關係に誘致せらるゝことなく、彼等は單に特殊の急迫によりて喚起せられ又は時代の變動より發生せる實際問題と關聯せる脈絡なきモノグラフの集合を形成せり。事實彼等は多く國家の統治者若しくは其顯要なる人物に對する建議の性質を有し、彼等が其意の儘に生産力を發達せしめ國家の富源を増加す可き最良の方策を指摘せるものなりしなり。

二

マーカンチール・システムの目的とする所は中央の主權に由りて行はれたる獎勵若くは制限に由り、私的及び部分的利益をして國民的強大及び獨立を助成す可き共同の利益と一致せしむ可き組織的工商國の創造に在り。而して所謂マーカンチール・ドクトリンなるものは元來此時代に於ける實際的活動の理論的方面なり。而して國家及び國民は何等科學的思想の形態に依ることなく、寧ろ外部的事情の勢力と表面に横れる事實の觀察とに依りて之に導かれたるものなり。即ち

マーカンチリズムは固と一個の經濟學説として現はれたるものに非ずして、中世以來の地方的經濟政策を中央集權的なる近世的國家自ら繼承し、其繁榮策を講ずるに當り、時宜に應じて發生したるものにして、先づ國內に金銀財寶を充實せしむるに努め、殊に工業及び對外商業を偏重し、國內一般の産業に對して、極端なる國家的保護干涉を行はんとする實際政策なり。

今日に至りては最早 M'Culloch の如く、マーカンチール・システムの支持者は金銀のみ獨り富を構成すと主張したりと説く者なきに至りたるも (M'Culloch, A Discourse on the Rise, Progress, Peculiar Objects, and Importance, of Political Economy. 1824.) 而も代表的マーカンチリストにして往々貨幣と富とを混同し、金銀財寶と他の富の形態との間に區別を劃し、貨幣を以て最も願はしき富の形態と觀たる者ありしは争ふ可らざるの事實なり。即ち第十八世紀に入りても猶 William Richardson の如きは歐洲の貿易に對し一般の尺度たるものは現今金及び銀なり、是等のものは時に貨物たりと雖、そは尙貿易窮極の目的物たり、而して一國の保留する是等金屬の多寡は其貧富を分つものなり云々の言を作せり (Richardson, Essay on the Causes of the Decline of

以て産業の發達、國家繁榮の原因と見ずして、寧ろ其結果、從て又其最良なる表現なりと倣せり。而して斯く欲求せられたる金銀を確保するが爲に採用せらる可き方法に關し、マーカンチリストの Prince たる Thomas Mun は述べて曰く、國家に取りて致富増貨の常道として看做さる可きものは外國貿易なり。「國王の大收入、王國の光榮、商人の高貴なる家道、我技術の訓練、我貧民の支給、我海員の養成、王國の防備、我財寶の資源、我戦争の筋力(財帑の義)、我仇敵の恐怖の因は懸りて其上に存するが故に、こは須く鼓舞せらる可きものなり」と。而して貿易の差額に由りて取得せられたる財寶のみ獨り國內に残存す可きものと信せられたり(Mun, England's Treasure by Foreign Trade, 1664)。苟も理性を有する者ならんには國內に鑛坑を有せざる國家は外國貿易に依るの外、他に金銀を取得する方法なく、其貿易に使用しつゝある貨幣は輸入を超過せる輸出の差額によりて取得し得たるものなることを否定する能はざる可し。而も國家は生産するとなくして輸出する能はざるが故に商業は懸て又工業を必須ならしめたり。彼等は國家的富強を以て獨り國民的生産の

増加によりて能く取得し得可きものと觀たり。而して時に恰も工業的資本の發生しつゝありし際なりしを以て、彼等は國民的工業の必要と價值とを語勢を強めて主張せり。實に初て這般の理論が構成せられたる時代に於ては國民的輸出の増加は國民的生産の増加を量定する最も明瞭なる方法たりしなり。資本的企業及び國際的競争の始期に在りては國家的保護の政策は國民的産業發達の一手段として想定せられたり。而も是地方經濟の崩壞並に中世的都市の狭小なる排他に對し更に廣大なる單位を以て代らしめたるの結果に出でたるものなり。マーカンチリストは總て「自由貿易」を要求せるも、而も彼等の所謂 Free Trade は輸出の自由及び地方經濟の障害より國內商業を釋放するを意味するものなり(Miles, The Customers Apologie, 1601, Misselden, Free Trade, or the Meanse to mak Trade Flourish, 1622. 等参照)。

第十四世紀の交に於て當時の思想家は其注意を貨幣の供給に傾注し、國家は其吏員をして重要輸出品の有ゆる取引に關與せしめ、以て強制的に這個の取引をして直接地金銀を誘入せしめずんば止まず、而して一度是に由りて地金銀を取得し得たる場合には決して之を再度國外に逸出せしむることなく、之が逸出の危険あ

る取引に對しては其細目に立ち入りて嚴密なる監視を行はんとを期せり。此目的をして有效ならしめんが爲に現れたるものは實に後の貿易平衡の制度(Balance of Trade system)に對し Richard Jones の所謂取引平衡の制度(Balance of Bargain System)なり。(Jones, article on "Essay on Primitive Political Economy," in the Edinburgh Review, April, 1847.) 然れども地金の移動に關して實際上採用せられたる法制に就きて視るに其起草者の目的とする所は主として造幣の上に存し、必ずしも金銀の蓄積に存せざりしが如し。即ち英國に就きて觀るにフランダール人は嚴密なる地金禁輸法を制定せるを以て其輸致する地金は英國より輸出せらるる羊毛各囊に對して必ず輸入せらる可きを要求せられたる十三志四片を延金を以て支拂ふに足らず、僅に關稅の支拂に資する以上に出づるのみと爲れり。而して劣等貨幣の流入を制止せんとするの努力は良貨の輸出を抑制せんとするの努力と等しく永く固執せられたり。他方に於て殆ど國內に流通するとなき良金貨の輸出に對して何等の支障あることなく、商人は彼等が貨物に對して費すことなかりし貨幣を再輸出することを許されたり(27 Edward III. ii. c. 14.) 後、金銀の輸出が禁止せらるゝに至りて

も猶魚類を輸出せる者に對して例外を存したり(38 Ed. III. i. c. 2.)。即ち Edward III 世は純然たる流通資料の問題として之を取扱へるなり。

第十六世紀に於ては國家に貴金屬を吸收す可き最良の方法に關し論議せらるゝこと比較的鮮少なりしが、第十七世紀に入るに及びて金銀財寶の蓄積は經濟政策上の主要なる目的と爲れり。是に至りてマーカンチリストは地金論者(bullionist)と其意見の軒輊を見るに至れり。地金論者は直接行爲に依りて貴金屬の移動を抑制せんことを欲したり。彼等は強力を以て其輸出を停止し、其輸入を誘導し強制せんことを期せり。外國商人は英國物産に對し貨幣を以て支拂はざる可らず、而して自己の商品の販賣に由りて受理したる貨幣は必ず之を英國貨物の購入に使用せざる可らずと做せり。彼等は其注意を地金商人及び兩替商の取引を制規するに向けたり、而して王立兩替人(King's or royal exchanger)の任務及び職能は斯くの如き見解の成果たるなり。新たなる經濟論者は尙貨幣供給の重要なことを力説せりと雖、貿易上に於ける事情の變遷は彼等をして舊方法の有害無効を認識するを得せしめたり。彼等に従ふも仍、正貨の餘剰は最も望ましきことなり、而も

そは各個特殊の取引に於て有利なる平衡を確保せしむ可く爲替歩合を人爲的に上下するよりも寧ろ輸入に對する輸出超過に依りて地金を以て支拂はる可き貿易の差額を生せしむるに由りて最も良く確保し得可きものなりと見たり。彼等は形式上個々の取引に對して煩瑣なる監督干涉を加ふるを避け、唯だ國民の生産及び一般貿易に影響を及す可き國際條約及び國內の法規に據りて間接に輸出の超過を見んと欲したるに過ぎず。「有利なる貿易の平衡を確保することを眼目の點なれ、一時の地金輸出は鞏固なる原則及び正當なる政策と一致するものなり。そは結局國外に流出せるものよりも更に大なる貴金屬の流入を見るに至る可きものなり。斯くてマーカンチリストは輸出貿易の獎勵及び輸入の縮少は其國に取りにて有利なる差額を残すに至る可く、そは又必然地金によりて支拂はる可きものなりと主張せり。這個貿易平衡の學説は第十七世紀の前期に於て一般の承認を得るに至り、而して又實際の法制に對し著大なる影響を及せり。そは明確に一千五百六十四年に於ける Winchester, Knowles, Mildmay, Cordall より成る爲替に關する調査委員の報告中に表明せられたるも、英國の財政制度をして整然之と一致せしめ

たるは Robert Walpole の時代に在り。(Cunningham, The Growth of English Industry and Commerce in Modern Times, The Mercantile System, 1903.)

斯くの如き貿易平衡に關する本源的思想に加へて、或者は一國民の利得する所は他國民の失ふ所なり (Michel Eyquem de Montaigne 曰く他の損失なければ利益なし Il ne se fait aucun profit qu'au dommage d'autrui. 其 Essais, 1886-88.) と言へる謬妄の總念より出發して之を以て他國を凌駕するの手段と爲せり。或者は又此差額を以て一國が其一ヶ年間の貿易によりて得たる純收益として見たり。而して此差額は輸致せられたる正貨、外國貨物若しくは一國が他に對して有する債權よりして生ずるものなりと做せり (D'avenant, An Essay upon Ways and Means of Supplying the War, in the Political and Commercial Works, 1771.)。更に又他の者は單に之に於て爲替歩合、海運の高等と等しく使用せらる可き一國貿易の状態に對する指標を見んとせり。此種の見解は又之を以て一般貿易に對する指標として見る者と或特定の國家との貿易に對するものとして見る者との間に相違ありしなり (Haney, History of Economic Thought, 1911. 參照)。

而して斯くの如き理論及び政策を實施するが爲に幾多の補助的政策を隨伴せしめ、而して數多の國家的制規、課税及び獎勵金を誘發せしめたり。マーカンチリストは一般に Roscher の指摘せるが如く國家富強の一因として單なる人口其者の稠密に對して過大なる價值を置かんとするの傾向あるものなるが (Roscher, Geschichte der Nationalökonomik in Deutschland, 1874.) 殊に彼等は手工の數を増加しむるに努め、之を歸化法、異教寬恕、欲するが儘に雇人、織機等を使用するの自由、貧民の救助及び使役、子女の教育に由りて成就し得可きものと做せり。而して又資本の高を増加するが爲には上述の手段に據るの外、銀行の設立、抵當及び讓渡の公登記、債務證書の移轉に關する法規、航海條例の勵行、原料品の自由輸入、諸般の保護法規、自國船舶に依る輸出並に休日の減少等の主張せられたるを見るなり。其他貿易をして容易ならしむるが爲には前記の手段並に商事裁判所の設立、利子の低減、適當なる海上警護等に依るを得可しと做せり。最後に自國と交易するを以て他國民の利益たらしむるが爲には強大なる海陸軍に由りて彼等の尊敬を得、廉賣、正直なる取引、賢明なる條約及び製造品輸入の制限に依りて其の目的を達するを得可し (前掲

Haney 參照)。而して其多くは第十七紀に於ける英國の和蘭模倣論者が同國の國富増進、商權擴張に與つて力ありしものとして列舉せるものなり (Child, A New Discourse of Trade, 1693. 參照)。洵に Schmoller の言の如く、其艦隊及び海軍部の威力、關稅法及び航海法の裝置を迅速、大膽且つ明確なる目的を以て國民及び國家の經濟的利益に供用す可き所以の道を諒解せる國家が其覇業を成すを得たりしなり (Schmoller, The Mercantile System and its Historical Significance, 1896.)

彼等は奢侈禁止法の效用を信ずると否とを問はず、何れも質素節約なる生活が外國貨物の輸入を減少し、輸出超過を大ならしむるの效果あることを信ずるに於て一致せり。而して實に近世的君主が當初外國品の輸入に干涉せるは國內に貨幣を輸致するが爲に非ずして、寧ろ外來の奢侈品によりて自國民の墮落するを抑制せんとするに存したるが、今や國民の勤勉は有利なる貿易の平衡を取得する最有力なる手段として見らるゝに至れり。從等は又有ゆる者は悉く勞作するの義務を有するものと看做し、天下に無用の懶民なからしめんとを期せり。而して自然の富源に關しても亦荒蕪地の開墾改良に依りて現在輸入せられつゝある物件

を國內に於て生産するを得可きこと、並に沿海及び植民地に於ける漁業改良の重要な政策たる所以を指摘せり(前掲 Mun 參照)。Lord Bacon の所謂國內充實の舊政策と國力維持増進の新政策(Bacon, History of Henry VII. 1622.)との相違は穀物輸出に對する歴代政府の態度によりて明示せられたり。Edward 三世は國內充實の目的を以て Calais 及び Gascony を除く外、有ゆる國外の港に之を輸出するを禁じたり(34 Edward. III. c. 20.)。然るに之に反し Richard 二世は議會の請求ある場合には其敵に對するの外、自由に之を輸出するの許可を與へ得るものと倣せり(17 Richard II. c. 7.)。這般の法規は事實上死文たりしと雖、而も政策上の變化は正に注目に値するものありしなり。此條例は Henry 六世の時代に確認(4 Henry VI. c. 5.)、修正(15 H. VI. c. 2.)せられ、而して Edward 四世の時代に至り更に農業保護の政策を進め、一千四百六十三年議會は小麥の價格が其輸入せられたる港に於て一クオーター六志八片を超過せざる時は外國産小麥の輸入を禁止したり(3 Edward IV. c. 2.)。嘗に斯くの如くして穀價の引上げを企圖したるのみならず、絶えず牧羊地の増加及び住家の破壊を抑制せんと努めたるも其效なかりき。(Price, A Short History of English Com-

merce and Industry. 1909.)。

植民地の建設を導ける動機も亦大體に於て經濟的なり。植民地は母國の利益を助長す可きものにして、之を損傷す可きものに非ず。航海條例及び其以後に於て行はれたる「列舉せられたる」貨物と「列舉せられざる」貨物との區別は其主要なる目的を説明するものなり。New England 諸州の主要物産たる魚類、穀物及び木材の如き「列舉せられざる」貨物は英國船若しくは英國民によりて所有せられ、而して船員の四分の三まで同國民より成る植民地船を以て輸送せらるゝ時は大英國以外の如何なる市場に對しても輸出せらるゝを得るなり。而も Virginia の煙草、Carolina の米及び棉花並に西印度諸島の砂糖並に海産物の如き特に「列舉せられたる」貨物は嚴重に之を母國市場の爲に保留せり(12 Car. II. c. 34. 但し米及び海産物は一千七百〇六年に至る迄其目錄中に附加せられず、3 & 4 Anne c. 3, § 14.)。英國商人をして其必需の貨物を低廉に購入するを得せしめ、貨物の輸送より生ずる利潤を母國の手中に入らしめ、且つ植民地の貨物を他國に供給するを廢して之に損害を與へんとするものは明かに其目的たりしなり。即ち植民地の利益は母國の一般的

幸福と思惟せられたるもの、下位に置かれたるなり (Bier, Commercial Policy of England towards the American Colonies, 1893. Columbia College Studies. 参照) 而して植民地貿易は一般商業に於けると等しく、獨占的商事會社によりて行はるゝを普通とせり。東印度會社は是等のもの、内最も顯著なるものなりしなり。

三

斯くの如き政策は既に或程度迄第十四五世紀に於て實施せられたるが(早く既に一千二百二十二年に於て Aragon 王にして Barcelona 伯たる Jaime 一世は航海條例を發し、總ての外國船舶に對し Barcelona の船舶が何れも航海を行ふの用意なく又資格なきに非ざれば Alexandria 及び其他の地方に向つて Barcelona に於ける貨物を積載するを禁じたり。其目的とする所は Levant に對する Catalonia 人の貿易を粉碎するに存したるなり)第十六世紀に入るに及びてマーカントリズムの影響は漸く著大と爲れり。史家が獨逸皇帝にして西班牙國王たりし Karl 五世の治世を以て歐洲に於ける新社會制發生の時代と看做すに於て一致する亦、故なきに非ず。洵に彼の治世よりして急激にして深甚なる變化は文明の進路に生じたり。思想

は帝國と等しく攪亂せられたり、而して世界は幾多の世紀を経て茲に初めて専制と自由との間に於ける決戦に對して召集せられたるの觀あり。亞米利加大陸の發見、西班牙よりのマウル人放逐、宗教改革、黑人賣買等は彼と時代を等しうして起りたるものなりき。都市經濟の時代は去りて、少數の中央集權の大國家は歐洲全土を彼等の間に分割せり、而して彼の採れる貨幣改悪、貿易の制限及び禁止の政策は又幾多の模倣者を出すに至りぬ (Blanqui, Histoire de l'économie politique en Europe, 1834)。英國に於ては其商工業を政府の支配下に誘致せんとする Edward 一世の努力及び Edward 三世の自由交易政策は應てマーカントリズムの時代を導けり。第十五世紀に於ける斯制度の發達は英國商人及び外國商人即ち Hansa 商人との混成體なる「市場商人 Merchants of Staple」又は Stapler 及 Merchants Adventurers 商社との競争拮抗並に Edward 四世の貿易制規に求むるを得可し。即ち Edward 一世時代より以前に在りては英國の輸出貿易は主として外國商人、殊に Hansa 商人によりて行はれたるが、市場商人の商社は今や英國重要物産の輸出を獨占するに至れり。彼等は其商社の起源を Henry 三世の治世に於て有すと稱せり。重要輸出品は羊毛、羊皮、革、錫及

び鉛なるも特に重要なるものは羊毛なりしなり。而して大陸に於ける一定の場所は王権によりて是等貨物の蒐集、檢分及び査定せらる可き獨占的市場として選定せられたり、是即ち Staple にして、Stapler は其輸出者なり。Flanders の Bruges は多く其所在地なりしも、而も英國王は通商上よりも寧ろ専ら政治上の理由に因りて屢々之を他の大陸都市例へば Bergen, Dort 及び Calais 等に移せり。加之 Edward 二世は内國市場を指定し、一千三百五十三年には之を全部國內に撤去せり。而して英國の織物工業が漸く重要と爲るに際し、Merchants Adventurers は其存在を見るに至り、而して其成立の當初よりして毛織物の輸出を以て最も重要な事業となせるなり。同世紀末に至る迄にマーカンチリズムシステムの一般的特質は明確に表顯せらるゝに至れり。洵に Goldwin Smith の所言の如く、英の Tudor 王國は中層階級の上に依頼せるものなり。同階級は長き蕃蔽戰爭の爲に疲弊することなくして終始其の勢力を増進しつゝありしものにして、商工業階級たりし彼等は内亂後に於て暫く政治的自由よりも寧ろ其織機を間斷なく使用し、鋤鍬の手を早め、羊毛を生長せしめ而して帆船に風を孕ましむるの自由を期望し、強大なる政府を歓迎せるなり。

平和裡に自己を富裕ならしめ、而して賢明なる國王の仁慈なる支配に服従する國民は實に同王朝の初世たる Henry 七世の理想たりしなり。(Smith, The United Kingdom: a Political History, 1893.)。中央政府の權威を主張し、莊園及びギルドの利益に代るに國家的思料を以てせんとするものは正に Tudor 王政の特徴たりしなり。今や強大なる國家は彼等に代りて商工業の進路を指導せんとしつゝあるなり。マーカンチリズムシステムは Tudor 王朝より Stuart 王朝によりて繼承せられ、更に共和政時代及び王政復古より光榮革命以後に及べり。そは又西班牙、和蘭及び佛蘭西との争鬪の一動機たりしものなり。そは國內の動搖及び政治的變革の裡に在りて固より多少の消長は免れざりしと雖、第十六世紀より第十八世紀に亘り大體に於て永く同國の經濟政策を喚起し指導せるなり(前掲 Price)。

斯くて幾許ならずして歐洲列強は相競ふて有ゆる其政治的財政的手段を使用し以て自己に工業及び商業の優越を得んと努めたり。殆ど第十七世紀の全般を通じて商業上の覇權は和蘭の掌握する所なりしなり。(Placcet-Boeck der hochmogenden Herren Staaten-Generael der vereinigten Nederlande. の豊富なる内容に對して一瞥を加ふ

る者は和蘭盛時の經濟及び商業政策が國民的共同の利己主義より發する所多きを知る可し(前掲 Schmolter)。即ち伊太利は新航路の發見及び其政治上の禍患に由りて昔日の勢力を失墜し、西班牙及び獨逸は長き戦争と内部の軋轢に由りて不振銷沈の状態に在りしなり。英國政治家及び經濟論者によりて抱懷せられたる和蘭に對する嘆美的嫉妬は Raleigh, Mun, Child 及び Temple 等の著書中に明確に表示せられたり、而して同一の觀察が如何に強く佛國の政策に作用せしかは派蘭大使 Simon Arnauld, Marquis de Pomponne に與へたる有名なる Colbert の手簡に表れたり(Pierre Clément, Histoire de la vie et de l'administration de Colbert. 1846. 及び同 Les lettres, instructions et mémoires de Colbert, 1861-73.)。即ち彼曰く「全世界の海商は凡そ二萬の船舶に依りて行はるゝ所なり。本來各國民は其國力、其人民の數及び海岸線の延長に比例して其持分を有す可きものなり、然るに和蘭人は總船舶數の内一萬五千乃至六千を有し、佛國民は恐らく精々五六百を有するに過ぎざる可し。國王は更に少しく其臣民の當然有す可き數に近からしめんが爲に其有用と思惟したる有ゆる種類の手段を使用す」と。而して這般の目的を成就するが爲に、Colbert は Osterson 海の

航行及び遠海漁業に對して賞與を下附し Marseilles に於て aubaine の權利(歸化するとなくして佛國內に死去せる外國人の財産を要求せる佛國王の特權)を停止し、以て此地に外國人を誘致せんことを期し、斯くて幾許ならずして Levant より渡來せる富裕なる家族は同市に定住して、多數の船舶を建造するに至れり。航海條例に據りて(英國議會の通過せる最初の航海法は一千三百八十一年に Richard II. c. 3. なるも、普通同法の名によりて知らるゝは一千六百六十年の法律即ち II Car. II. c. 18. を謂ふ)和蘭の運輸業を破壊して、海上に於ける英帝國を建設せる Cromwell 及び其内外に於ける全經濟政策によりて Colbert はマーカンチールシステムの實際方面に於ける主たる代表者として一般に認めらるゝに至れり(Ingram, A History of Political Economy, 1888.)。然れども英國政治家中理想的マーカンチリストの典型に近きものは Cromwell よりも寧ろ Stafford 伯なり。共和政治及び護民公政治時代は既に純正なるマーカンチリズム崩壞の分明なる徵候を示したる時にして、殊に商會社、救貧法及び一定の工業法規に關して「自由放任」の時代に向つて一步を進めたるを發見するを得可し(Hewins, Art. on "Mercantile System" in Palgrave's Dictionary of

Political Economy, 1910.)。伊太利の經濟及び統計學者 Francesco Mengotti は彼が Firenze の農業協會 (Accademia dei Georgofili) の懸賞に當選せる Il Colbertismo, dissertazione, 1787. に於てマーカントリズムの起源を Colbert に歸し、彼の名を之に與へたりと雖、而も此偉大なる佛國政治家を以て絶對に其教義を承認せるものとして考ふるは非なり。彼は其政策を以て單に一時のものと看做し、而して保護税を以て製造業が其援助に依りて歩行することを學びたる後、之を抛棄し去る可き拐杖なりと稱せり。

Colbert は公の富を増加す可き最も確實なる方法が私の富を保護し、而して生産に對して最も廣大にして最も自由なる路を開くに存するを知悉せり。一千六百五十四年一月二十六日巴里市部の六個の商人團體より國王に提出したる請願は、過重なる租税が部分に於て利得するも、結局其全體に於て損失を生ずるが故に、決して一國の收入を増加する所以に非ざるを論じ、吾人に缺く可らざるものにして、而も王國內に見出さるゝことなき染料用の藥材、香料、砂糖、石鹼及び柔皮並に吾人が單に粗惡なるものを有するに過ぎざる羊毛等の貨物に對し重税を課する時は、必然外國人の報復的手段を誘起す可く、斯くて吾人は之を取得すること能はざる

に至るか又は彼等をして我製造品の輸入を禁止せしめ、聽て我職人の職を奪ひ、而して無用の徒及び乞食の數を増加するの結果を生ず可しと説けり。Colbert は聽て斯くの如き禍害の奥底を探りたり、而して其採れる方策は彼が衷心よりして之を除去せんことを期せるを示すものなり。laissez nous faire の絶叫は既に彼の時に於て發せられつゝありしなり。

(一九一九年九月二十四日夜)